

令和 8 年度銚田の魅力再発見業務委託 公募型プロポーザル審査 実施要領

1 目的

本要領は、『令和 8 年度銚田の魅力再発見業務委託』について、当該業務の目的及び内容に最も適した事業者を選定するため公募型プロポーザル審査を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務委託概要等

- (1) 業務名 令和 8 年度銚田の魅力再発見業務委託
- (2) 履行期間 委託契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで
- (3) 業務内容
 - I. 市の魅力を活用した地域コンテンツ造成による誘客促進
 - 1. 市の魅力を活用した地域コンテンツの造成
 - 2. 造成コンテンツの周知 PR による誘客促進
 - II. シティプロモーション向けホームページ等の保守管理及び情報発信
 - III. 市プロモーション動画等の作製・活用
 - IV. その他、本委託業務の目的を達成するために必要な取り組み
(詳細は別紙仕様書のとおり)

3 業務委託の規模

- ・業務委託の規模は、14,850,000 円（税込）を限度額とし、企画提案を行うものとする。
- ・上記限度額を超える提案については、失格とする。
- ・業務内容ごとの限度額は設定しない。
- ・限度額に対する、委託者の積算における大まかな割合は、「I-1 : I-2 : II : III」 = 「5 : 2 : 1.5 : 1」程度である。

なお、費用算出に際してはこの費用割合に準ずる必要はなく、費用割合は審査の対象とはならない。あくまで参考値として捉え、限度額の枠内で自由に積算をすること。

4 参加資格要件

本プロポーザル審査に参加できる事業者は、以下のすべての要件を満たすものとする。

- ア 国又は茨城県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- ウ 破産法の規定に基づく破産の申し立て、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申し立ておよび民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがされていないものであること。

- エ 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織，人員，資金等の経営基盤を有していること。
- オ 国税，地方税等を滞納していないこと
- カ 銚田市暴力団排除条例（平成 23 年銚田市条例第 13 号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者でないこと。

5 参加申請の制限

令和 8 年度発注の「Vtuber と共に銚田を P R ! 令和 8 年度シティプロモーション業務委託」のプロポーザル審査への参加申請主体又は下請等関係者として参画を予定している事業者は，本プロポーザル審査への参加申請主体又は下請け等関係者として参画をすることができない。

本プロポーザル審査及び「Vtuber と共に銚田を P R ! 令和 8 年度シティプロモーション業務委託」に係るプロポーザル審査の双方において，同一事業者が参加申請主体又は下請け等関係者として参画していることが判明した場合，双方の審査において失格処分とする。

6 実施スケジュール

実施スケジュールは，次のとおりとする。ただし，各日程については，都合により適宜変更となる場合がある。

項 目	日 程
公告・募集開始	令和 8 年 4 月 6 日（月）
関連書類等交付期間	令和 8 年 4 月 6 日（月）から 令和 8 年 4 月 1 7 日（金）まで
質問受付期間	令和 8 年 4 月 1 6 日（木）午後 5 時まで
質問回答	令和 8 年 4 月 1 7 日（金）
企画提案書等の提出期限	令和 8 年 4 月 2 2 日（水）午後 5 時まで
資格審査結果・審査会通知	令和 8 年 4 月 2 4 日（金）※予定
プレゼンテーション及び審査会の実施	令和 8 年 4 月 2 8 日（火）
結果通知	令和 8 年 4 月 3 0 日（木）※予定
見積合せ・契約 （優先交渉権保持者対象）	令和 8 年 5 月 1 日（金）以降

7 手続き等に関する事項

- (1) 担当部局 銚田市環境経済部商工観光課 シティセールス係 担当：根本・川田
〒311-1592 茨城県銚田市銚田 1444 番地 1
電話：0291-36-7655（直通） FAX：0291-32-2128
E-mail：shoko@city.hokota.lg.jp
- (2) 関連書類等の取得方法
 - ① 交付期間：令和 8 年 4 月 6 日（月）から令和 8 年 4 月 1 7 日（金）まで
 - ② 交付方法：銚田市公式ホームページからダウンロード
(<https://www.city.hokota.lg.jp>)

8 提出書類及び提出先

(1) 提出書類

プロポーザル審査会に参加を希望する者は、以下の書類を期限までに提出すること。

- ア 公募型プロポーザル参加申込書兼企画提案提出書（様式第1号） 1部
- イ 会社概要書（様式第2号） 1部
- ウ 業務実績調書（様式第3号） 1部
- エ 資格要件に係る宣誓書（様式第4号） 1部
- オ 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（発行後3カ月以内原本） 1部
- カ 直近3期分程度の財務諸表
（「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」） 各1部
- キ 国税に係る未納がないことの証明書（直近のもの） 1部
- ク 企画提案書（様式任意/サイズ A4 横） 紙媒体2部 及び 電子データ（電子記録媒体）
- ケ 担当者の名刺

(2) 提出期限 令和8年4月22日（水）午後5時 必着

(3) 提出先 担当部局に同じ

(4) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は送付記録が残るものに限る。）

9 企画提案書

(1) 企画提案書の記載事項

企画提案書の内容は任意とする。ただし、以下の事項を必ず含めること。

- ・『業務内容Ⅰ-1：市の魅力を活用した地域コンテンツの造成』について、造成する地域コンテンツの具体的な内容を示すこと。なお、地域コンテンツの造成は、年間複数回の実施を想定している。
- ・『業務内容Ⅰ-2：造成コンテンツの周知PRによる誘客促進』について、造成したコンテンツの具体的な周知方法を、手法別・媒体別に示すこと。訴求先（ターゲット層）を明らかにすること。
- ・『業務内容Ⅱ：シティプロモーション向けホームページ等の保守管理及び情報発信』について、ホームページ及びSNSの保守管理の体制、および、各媒体における情報発信の方法や発信回数等について示すこと。
- ・『業務内容Ⅲ：プロモーション動画等の作製・活用』について、動画のイメージやコンセプト（提案段階で示せる範囲で可）、動画掲載媒体や活用方法等について示すこと。
- ・実施体制（再委託を予定している場合、その相手方や役割を記入すること。）
- ・業務履行スケジュール
- ・費用見積（仕様書及び提案内容に沿って積算基礎が明確な経費見積を提出すること。）

(2) 留意事項

企画提案書の作成に際しては、次の各事項について遵守すること。なお、提出された企画提案書が次の各事項の定めと反すると認められたときは、失格となる場合がある。

- ・提出者が特定できる情報（社名、ロゴ等）を記載しないこと。
- ・提出する企画提案書は、プロポーザル審査時のプレゼンテーション資料として使用するものであり、それまでの間、内容の変更は認めない。ただし、プレゼンテーション時の視認性を向上するための文字サイズ・フォントの変更及び貼り付け画像等のサイズ変更等に関しては、軽微かつページ数の増減及び入替えを伴わないものに限り認めるものとする。
- ・プレゼンテーション時の動画の使用は、予め企画提案書内に、動画を使用することがわかる旨を示している場合に限り認めるものとする。この場合、提出する企画提案書には、動画埋め込み部に動画のサムネイル画像等を掲示すること。

10 質問の受付等

(1) 質問の受付

本業務に関する質問については、別紙により令和8年4月16日（木）午後5時まで、電子メールにより受け付ける。

提出先：担当部局に同じ

(2) 質問の回答

質問内容及び回答については、市公式ホームページにて公表する。

11 一次審査（書類審査）について

(1) 提出された書類に基づき一次審査を行い、二次審査（プロポーザル審査）への通過事業者を選定する。

(2) 一次審査通過事業者数は、最大3件とする。

(3) 一次審査の方法は、参加事業者数により次のとおり定める。

参加事業者数が3件以下の場合（資格審査）

- ・提出書類に基づく資格審査とする。
- ・資格審査においては、提出書類の不備不足、失格要件の該当有無等について審査を行う。

参加事業者数が4件以上の場合（書類選考）

- ・資格審査に加えて、提出書類の内容について評価及び審査を行い、一次審査通過事業者の選考を行う。
- ・書類選考における評価項目は下記のとおり。

評価項目	
取り組み内容の評価	① 『業務内容Ⅰ-1, Ⅰ-2, Ⅱ, Ⅲ』について、仕様書の内容を包括した業務提案となっているか。
	② 実現可能な事業提案となっているか（過大な提案になっていないか）。履行スケジュールは妥当か。
委託料の評価	③ 経費見積の算出は適正になされているか。
事業者の評価	④ 業務を推進できる体制が整っているか。（経営基盤，組織体制，サポート体制等）
	⑤ 過去に類似業務の実施経験，ノウハウを有しているか。

- (4) 提出書類中の財務諸表において、負債比率が高い，経常利益が赤字である等，経営悪化が推測される場合，一次審査に際して，直近の経営状況を判断するため追加書類の提出を求める場合がある。

12 一次審査結果の公表

- (1) 一次審査結果の取り扱いは，次のとおりとする。

- ・審査結果及びプロポーザル審査会開催通知（一次審査通過者のみ）について，電子メールにて参加事業者個別に通知する。
- ・一次審査が書類選考の場合は，市ホームページにおいて，参加事業者数・一次審査通過者数・評価点（参加事業者との対応関係は明らかにしない）を公表する。参加事業者名については，公表しない。
- ・一次審査が資格審査の場合は，市ホームページでの公表は行わない。

- (2) 結果通知 令和8年4月24日（金）※予定

- (3) 審査内容は公表しないものとし，選定理由の問い合わせには応じない。また，審査結果についての意義申し立ては一切受けない。

13 二次審査（プロポーザル審査会）について

一次審査の通過者を対象としたプロポーザル審査会を，以下のとおり実施する。

- (1) 日 程：令和8年4月28日（火）

時 間：プロポーザル審査会開催通知で指定された時間

会 場：銚田市銚田地内

※詳細はプロポーザル審査会開催通知に記載

(2) 出席者

- ・プロポーザル審査会への出席者数は、3名を上限とする。
- ・業務履行における担当責任者を必ず出席させること。
- ・出席者は、事業者名が推測されるユニフォームや社員証、エンブレム等を身に付けてはならない。身に付けている場合は失格とする。

(3) 提案説明

- ・参加者は、30分以内で提案内容のプレゼンテーションを行う。プレゼンテーション後、選定委員による15分程度の質疑時間を設ける。
- ・プレゼンテーション及び質疑応答においては、事業者名が特定できる発言をしないこと。発言が確認された場合は、失格となる場合がある。

(4) プレゼンテーション資料

- ・プレゼンテーションで使用する資料は、提出した企画提案書と同様とし、内容の変更は原則認めない。ただし、プレゼンテーション時の視認性を向上するための文字サイズ・フォントの変更、貼り付け画像等のサイズ変更等に関しては、ページ数の増減及び入替えを伴わないものに限り、認めるものとする。

(5) その他

- ・プレゼンテーション用のパソコンは各自で用意すること。モニター及びHDMIケーブル（標準タイプ）は事務局が用意する。なお、他に必要な機器等がある場合は、事前に事務局に連絡し調整すること。
- ・プレゼンテーション日時及び設定時間は変更となる場合がある。

14 選定方法及び評価項目

(1) 審査会における選定方法は、選定委員が(2)の評価項目に基づき、提出書類内容、プレゼンテーション内容を総合的に評価し、評価が最も高かった事業者を優先交渉権者に指定する。

(2) 企画提案に対する評価項目

審査会においては、次に掲げる項目に対して評価を行う。

評価項目	
取り組み内容の評価	① 市シティセールスの現状・課題を整理できているか。
	② 『業務内容 I-1：市の魅力を活用した地域コンテンツの造成』について、市の地域資源や特色を活用した魅力的なコンテンツを提案できているか。具体的で実現性のある提案となっているか。実施手法は妥当か。
	③ 『業務内容 I-2：造成コンテンツの周知 PR による誘客促進』について、効果的な手法による周知 PR の提案がなされているか。訴求先は的確か。

	④『業務内容：Ⅱシティプロモーション向けホームページ等の保守管理及び情報発信』について、ホームページの管理運営の体制、情報発信の体制及び手法について、具体的に記されているか。
	⑤『業務内容Ⅲ：市プロモーション動画等の作製・活用』について、魅力的かつ市の特色を活かした提案となっているか。提案した動画の活用について、多くの人に視聴してもらうための手法や根拠が示されているか。
	⑥ 実現可能な事業提案となっているか（過大な提案になっていないか）。履行スケジュールは妥当か。
委託料の評価	⑦ 経費見積の算出は適正になされているか。
事業者の評価	⑧ 業務を推進できる体制が整っているか。（経営基盤，組織体制，サポート体制等）
	⑨ 過去に類似業務の実施経験，ノウハウを有しているか。

15 選定結果

(1) 選定結果は、次に掲げる事項を公表するものとし、市ホームページに掲載する。

この場合において、優先交渉権者として選定されなかった参加事業者と評価点の対応関係が明らかにならないよう配慮するものとする。

ただし、選考対象が2社だった場合、優先交渉権者として選定されなかった参加事業者の評価点は公表しないものとする。

- ・業務名
- ・選定方法
- ・参加事業者名
- ・優先交渉権者
- ・評価点（参加事業者との対応関係は明らかにしない）

(2) 個別の選定結果は、候補者選定後にプロポーザル審査会に参加したすべての提案者に対し、電子メールで通知する。

(3) 審査の内容は公表しないものとし、選定理由の問い合わせには応じない。また、審査結果についての意義申し立ては一切受けない。

16 契約締結に係る留意事項

(1) プロポーザル審査会で優先交渉権者に選定された者と後日見積合せを行う。当該見積合せの結果により、業務委託契約の締結及び契約金額の決定がなされるものとする。

(2) 優先交渉権者が見積合せを辞退又は何らかの理由で失格となった場合は、プロポーザル審査会において次点の得点を獲得した者を、優先交渉権者に繰り上げる。

(3) 本業務委託は国の交付金を活用しており、当該交付金に係る国の予算が成立し、内示があった後の契約締結となる。万一、国からの内示が遅延又は成されない場合には、たとえプロポーザル審査会による優先交渉権者の決定後であっても、当該の契

約締結を延期し、又は契約を締結しない場合がある。この場合において、優先交渉権者となった者が損害を生じた場合であっても、市は原則、当該損害に対する補償の責を負わないものとする。

17 その他の留意事項

- (1) 書類の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差替え、再提出は一切認めない。
- (4) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、企画提案書を無効とし、失格とする。
- (5) 企画提案の審査は、提出された内容に基づいて行うが、取り組み内容については、提案内容をそのまま採用するとは限らない。
- (6) 本プロポーザル審査に参加する者は、本要領の記載事項の全てを理解し、内容に同意したものとみなす。

(別紙)

令和 年 月 日

銚田市長 井川 茂樹 様
(商工観光課扱い)

所在地 _____
会社名 _____
代表者名 _____
担当者名 _____
TEL _____
E-mail _____

プ ロ ポ ー ザ ル 質 問 書

令和8年度銚田の魅力再発見業務委託に係る公募型プロポーザルへの参加にあたり、次のとおり質問します。

資料名	番号	質問内容	
例) 実施要領	2 (5)	※質問の内容は、具体的に記入してください。	

(様式第1号)

令和8年度銚田の魅力再発見業務委託
公募型プロポーザル参加申込書兼企画提案提出書

令和 年 月 日

銚田市長 井川 茂樹 様
(商工観光課扱い)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

令和8年度銚田の魅力再発見業務委託に係る公募型プロポーザルに参加したいので、別添のとおり関係書類を提出します。

【記載責任者及び連絡先】

氏名 (ふりがな)	
所 属	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E - m a i l	

(様式第2号)

会 社 概 要 書

事業者名及び 代表者名	
所在地	
設立年月日	
資本金	円
売上高	直前決算 年 月 ～ 年 月 円
従業員数	人
業務内容	
貴社の特徴	
主な支店・営業所	
ホームページアドレス	

※会社の沿革・組織・概要等がわかる書類（パンフレット等）があれば添付すること（任意）

(様式第3号)

業 務 実 績 調 書

事業者名	
------	--

1	業 務 名	
	発注者名称 住所・電話番号	()
	業務期間	
	契約金額	
	業務内容	

2	業 務 名	
	発注者名称 住所・電話番号	()
	業務期間	
	契約金額	
	業務内容	

3	業 務 名	
	発注者名称 住所・電話番号	()
	業務期間	
	契約金額	
	業務内容	

※ 過去3年間の本業務に類似する業務の受託実績を記載すること。

※ 記入欄が足りない場合は、適宜行を追加すること。

(様式第4号)

資 格 要 件 に 係 る 宣 誓 書

令和 年 月 日

銚田市長 井川 茂樹 様
(商工観光課扱い)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

銚田市が実施する令和8年度銚田の魅力再発見業務委託に係る企画提案競争の参加に要求される下記の資格要件について、全て満たす者であることを宣誓します。

記

- ア 国又は茨城県若しくは茨城県内市町村の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ウ 破産法の規定に基づく破産の申し立て、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申し立ておよび民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがされていないものであること。
- エ 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有していること。
- オ 国税、地方税等を滞納していないこと。
- カ 銚田市暴力団排除条例（平成23年銚田市条例第13号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。